解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成三十年五月二十四日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十六日

福岡県豊前市大字吉木九五五番地

清算法人角田中部土地改良区

代表清算人　矢鳴　和樹

解散公告（第三回）

当組合は、平成三十年五月二十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十六日

岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第一八地割字葉ノ木沢一四〇番地一

農事組合法人南部高原畜産組合

清算人　小林　忠男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年十二月九日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成三十年二月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十六日

東京都文京区大塚一丁目四番一五―二〇四号

医療法人社団松盛会

清算人　松本　正雄

平成二十九年度決算公告

平成三十年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

資産の部計	三五、二六一、八一七

負債及び正味財産の部

負債の部計	二四八、五二五
正味財産の部計	三五、〇一三、二九二
負債及び正味財産の部計	三五、二六一、八一七

平成三十年六月二十六日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番六号

特定非営利活動法人あすかエネルギーフォーラム

理事長　秋庭　悦子

第十五期決算公告

平成三十年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	一、六四一、七二七
固定資産	三六五、四七〇
資産合計	二、〇〇七、一九七

負債及び純資産の部

流動負債	一、二六九、四〇三
固定負債	九九、七七九
株主資本	六三八、〇一四
資本金	二〇、〇〇〇
利益剰余金	六一八、〇一四
その他利益剰余金	六一三、〇一四
（うち当期純利益）	（三八六、二二七）
負債及び純資産合計	二、〇〇七、一九七

平成三十年六月二十六日

東京都豊島区南大塚三丁目三三番一号

ヤマトコンタクトサービス株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県大船渡市大船渡町字富沢三〇番地八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小笠原徳康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十六日

岩手県大船渡市大船渡町字野々田二一番地五

相続財産管理人　長谷川浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市肴町五九番地、最後の住所岩手県盛岡市肴町一一番一二号

被相続人　亡　佐藤　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十六日

岩手県盛岡市南大通一丁目八番七号　ＣＦＣビル三階　相続財産管理人　小林　洋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市東多賀町四丁目八番、最後の住所茨城県日立市東多賀町四丁目八番一〇号

被相続人　亡　米森　松子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十六日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二三号

カナザワビル五階　弁護士　武田　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県佐野市赤見町一一五九番地、最後の住所栃木県佐野市赤見町三一一六番地二

被相続人　亡　売野　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十六日

栃木県佐野市赤坂町九六〇番地一二さの総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県佐野市仙波町一八八二番地、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区大字大谷一番地八第二山吹荘二号室

被相続人　亡　新里　善雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十六日

事務所埼玉県さいたま市大宮区宮町一―三六見留ビル五階Ａ　小泉・池田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小泉　英郷

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県栗原市築館薬師台一三番地、最後の住所千葉県市原市能満二〇七三番地二五特別養護老人ホーム第二ふるさと苑里休

被相続人　亡　黒澤　征佳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十六日

事務所千葉市中央区長洲一丁目一〇番八号

自治体福祉センタービル五階　弁護士法人房総法律

相続財産管理人　弁護士　武井　久光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市岩地二丁目一八番地、最後の住所千葉県市原市喜多八〇六番地五

被相続人　亡　岡田　一一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十六日

事務所千葉市中央区長洲一丁目一〇番八号

自治体福祉センタービル五階　弁護士法人房総法律

相続財産管理人　弁護士　武井　久光

第43期決算公告　平成30年6月26日

札幌市中央区北３条西１丁目１番地

オムロンフィールドエンジニアリング北海道株式会社

代表取締役　四方　克弘

貸借対照表の要旨（平成30年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	2,607
	固定資産	252
	合計	2,859
負債及び純資産の部	流動負債	846
	固定負債	171
	（退職給付引当金）	(130)
	株主資本	1,842
	資本金	20
	資本剰余金	1,822
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	1,817
	（うち当期純利益）	(236)
	合計	2,859